(修業年限)

第1条 修業年限は6ケ年とする。

(学 年)

第2条 学年は毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第3条 学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(授業を行わない日)

第4条 休業日は次の通りとする。

日曜 日

毎月、毎週土曜日

国民の祝日

創立記念日 10月1日

春季休業 4月 1日から4月 8日まで

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月25日から1月 7日まで

学年末休業 3月25日から3月31日まで

- 2. 春季・夏季・冬季及び学年末休業の期間については都合により変更することがある。
- 3. 臨時休業についてはその都度校長がこれを定める。

(授業日数)

第5条 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、1年を通じて授業日数は35週以上 とする。

(収容定員)

第6条 本小学校の児童定員は次の表の通りとし、総定員は810人とする。

学年	入学定員	学級数
1	135人	4
2	135人	4
3	135人	4

学年	入学定員	学級数
4	135人	4
5	135人	4
6	135人	4

(教科課程)

- 第7条 教科課程及び週授業時数は、別紙のとおりとする。
 - 2. 校長は児童の学習に支障がないと認める場合に限り、平易な英語を課することができる。

(課程修了の認定)

- 第8条 校長は小学校の全課程を修了したと認めるものには、卒業証書を授与する。
 - 2. 校長はその学年の全課程を修了したと認めるものには、修了証書を授与する。

(職員組織)

- 第9条 この学校に校長1名、教頭1名、教諭及び養護教諭各若干名を置く。
 - 2. 前項の教諭の数は、一学級当たり一名以上とする。
 - 3. 各学級には専任の教諭1名以上を置く。但し止むを得ない事項のある時は、助教 諭を以て教諭に代えることができる。
 - 4. 必要に応じ、講師若干名を置く。
 - 5. 必要に応じ、事務職員若干名を置く。

(免許状及び資格)

第10条 校長・教諭・助教諭及び養護教諭の免許状及び資格については、学校教育法並び に同施行規則等の定めるところによる。

(任免・服務・懲戒・給与)

第11条 職員の任免・服務・懲戒及び給与については、別にこれを定める。

(入 学)

- 第12条 保護者はその児童を入学させようとする時は、本校所定の願書及び調査書に記入 して校長に願い出なければならない。
 - 2. 入学の決定は選考による。
 - 3. 入学を許可された児童の保護者は、誓約書及びその他必要な書類を提出しなければならない。

(転 学)

第13条 保護者はその児童を転学させようとする時は、事由を詳記して校長に願い出なければならない。

(入学金・施設費・授業料・手数料)

第14条 入学金・施設費・授業料・手数料は次のとおりとする。

入学金 260,000円

施 設 費 180,000円

授業料 532,800円 (年額)

手 数 料 20.00円

- 2. 既納の入学金及び施設費は返還しない。但し、入学の辞退を書面で申し出た者に対しては、施設費を返金するものとする。
- 3. 既納の授業料は返還しない。但し、授業料を納付した者が期の途中で死亡または 退学若しくは転校した場合は、月割計算により精算して返還するものとする。

(授業料の滞納等の措置)

- 第15条 授業料を所定の納入期から3か月を経過してもなお正当な理由なく納入する見込みがないときは、校長は当該児童の退学を命ずることがある。
 - 2. 授業料を滞納したまま進級又は卒業することはできない。

(学則に規定する以外の事項)

第16条 この学則の規定以外の事項は教育基本法・学校教育法及び学校教育法施行規則の 定めるところによる。

附 則

- 1. この学則は令和2年4月1日より実施する。
- 2. この学則実施に必要な細目は、校長がこれを定める。
- 3. 第14条の授業料については、令和2年度は508,800円(年額)とする。